

大阪府福祉部は、地域の「子ども」「障がい者」「高齢者」等、
〈自立を求める人・援護を要する人〉に対し、高度で専門的な支援を行い、
全ての人々が安心して暮らせる社会づくりに日々、真摯に取組んでいます。



大阪の〈未来の福祉〉を、私たちと一緒に創りましょう!!

3つのWORK 福祉専門職に求められる

ケースワーク

困難な課題を持った対象者(クライエント)が、主体的に生活できるよう当事者の視点で支援できる人

チームワーク

職員同士の助け合いや相互作用により、組織として課題解決を行い、チームとして目標を達成できる人

ネットワーク

市町村や福祉・教育・医療・保健等の関係機関と協力し、専門的な知見を活かし高めながら、多機関・多職種と連携できる人

1948年より長きに渡り、大阪府の福祉専門職は、フロントランナーとして先駆的な取組みで日本の福祉をリードしています。

1948年 福祉専門職として「心理職」の採用がスタート
1960年 福祉専門職として「社会福祉職」の採用がスタート

以来、児童相談所の相談支援、府立施設の生活支援、郡部福祉事務所の生活保護事務など、福祉現場の支援業務の全てを福祉専門職が担ってきました。

1971年 福祉専門職の本庁への登用を開始

専門性の高さと現場で培った経験をもとに、福祉課題を整理して解決に導くための施策立案を担当し、成果を上げてきました。

相談支援を行う機関、直接支援する施設、福祉施策を統合的に立案する本府の3分野を異動することにより、様々な福祉分野を経験し、幅広い知見とスキルを身につけます。そして、複眼的な視点で多機関・多職種連携をリードする人材を育て、高度な専門性を身につけることができるキャリア形成を支援します。

■勤務条件

■給与

初任給は、経験その他に応じて、一定の基準により決定されます。

〈初任給〉

月額212,700円程度
令和4年4月1日現在で年齢が22歳、大学卒業後の場合。
地域手当含む。

※給料の月額以外に、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

■職務内容

子ども家庭センター等の行政機関において、相談支援業務等に、又は、社会福祉施設において生活支援業務等に従事します。(夜間勤務や当直勤務があります。(一部の行政機関を除く))

■勤務先

子ども家庭センター等の行政機関、社会福祉施設等(砂川厚生福祉センター、障がい者自立センター、女性相談センター一時保護所、中央子ども家庭センター一時保護所、修徳学院、子どもライフサポートセンター等)

■勤務時間

原則として、午前9時から午後5時30分又は午前9時15分から午後5時45分まで(午後0時15分から午後1時まで休憩時間)となっており、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休みとなります。ただし、勤務先により、変則勤務や交替制勤務等様々な勤務形態(夜間勤務や当直勤務を含む)があります。

■休暇

年次休暇(年間20日)。残日数は20日を限度として翌年に繰越します。ただし、採用の年は、4月1日付採用の場合で、年末までの間に15日となります。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏期・結婚・出産等)、介護休暇、介護時間・子育て部分休暇及び不妊治療休暇があります。

■主な子育て支援制度 ※下記の特別休暇等の取得にはそれぞれ別途要件、請求手続き等があります。

【産前・産後休暇】

出産する場合、出産予定日以前8週間以内から出産日後8週間までの期間内で取得できます。

【配偶者育児参加休暇】

配偶者の出産予定日前8週間から出産日以後1年経過するまでの期間に、5日以内で取得できます。

【育児休業】

子が満3歳になるまで休業できます。

【育児短時間勤務】

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、短時間勤務ができます。

【子の看護休暇】

中学校就学の始期に達していない子を看護する場合、1年に5日(2人以上の場合は10日)以内で取得できます。

【早出遅出勤務】

一定の要件を満たす場合、勤務時間(7時間45分)はそのまま、子育てのために始業を早くしたり、遅くしたりできます。

子ども家庭センター

子どもに関するあらゆる問題に対して、必要に応じ、子どもを児童福祉施設に入所・通所させ、または、里親等への委託を行い、その健全な育成を図ります。

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力についての相談・支援を行います。

府内郡部の生活保護・助産施設・母子生活支援施設への入所などに関する相談に応じます。



あなたのキャリアを育て咲かせる



福祉専門職が配属される各機関

児童 福祉

修徳学院

非行や家庭環境、その他の理由により、生活指導を要する子どもたちに対して、生活指導・作業指導・学習指導を通して、健全な社会生活を営むために必要な人格の形成、基礎体力・学力の向上、自立心の習得を目指し、心身の健全な育成と自立のための支援を行います。



障がい 保健福祉

障がい者自立センター

身体障がいや高次脳機能障がいのある方に支援プログラムを実施し、自立訓練及び施設入所支援のサービスを行うことで、地域での自立に向け、社会生活力を高めるための支援を行います。



障がい 保健福祉

障がい者自立相談支援センター

18歳以上の身体障がい・知的障がいのある方への相談支援・判定・手帳発行業務を行っています。また、障がいのある方の地域生活の支援や相談支援のためのネットワークの構築を進めています。

障がい 保健福祉

保健所 ※大阪府所管

地域精神保健福祉業務の中心的な機関として、こころの健康に関する相談や、医療情報の提供、知識の普及などを行い、府民のこころの健康の保持、向上を図るための諸活動を行います。



障がい 保健福祉

砂川厚生福祉センター

強度行動障がいや反社会・非社会的行動がみられる知的障がいのある方に対して、専門的な支援を提供します。そして、地域社会の中で自分らしく豊かに暮らせるよう、地域生活移行を目指しています。また、知的障がい者福祉に関する専門的な支援技術を発信し、研修等を通じ、人材育成にも取組んでいます。



児童 福祉

子どもライフ サポートセンター

社会的養護を必要とする中学校卒業から18歳までの児童に対し、集団生活を通して、進学や就職など社会的な自立に向けた支援を行っています。



女性 福祉

女性相談センター

配偶者や恋人等からの暴力の相談やストーカー被害、夫婦や家庭内のトラブル等、女性からのあらゆる相談に応じています。



障がい 保健福祉

こころの 健康総合センター

精神保健福祉に関する中核機関として、関係機関に対する支援やネットワークづくりを進め、府民のこころの健康づくりの保持や増進を図ります。また、依存症対策や自殺対策、災害時のこころのケアなどの重点課題にも取組んでいます。



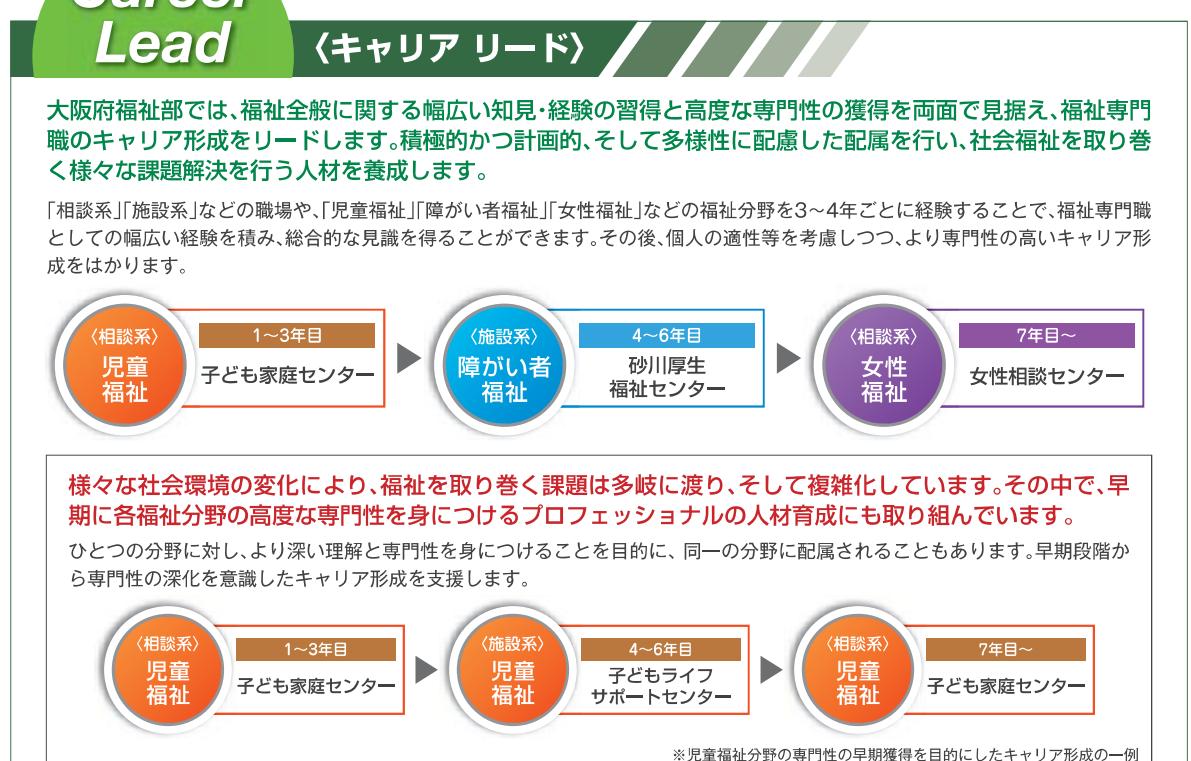
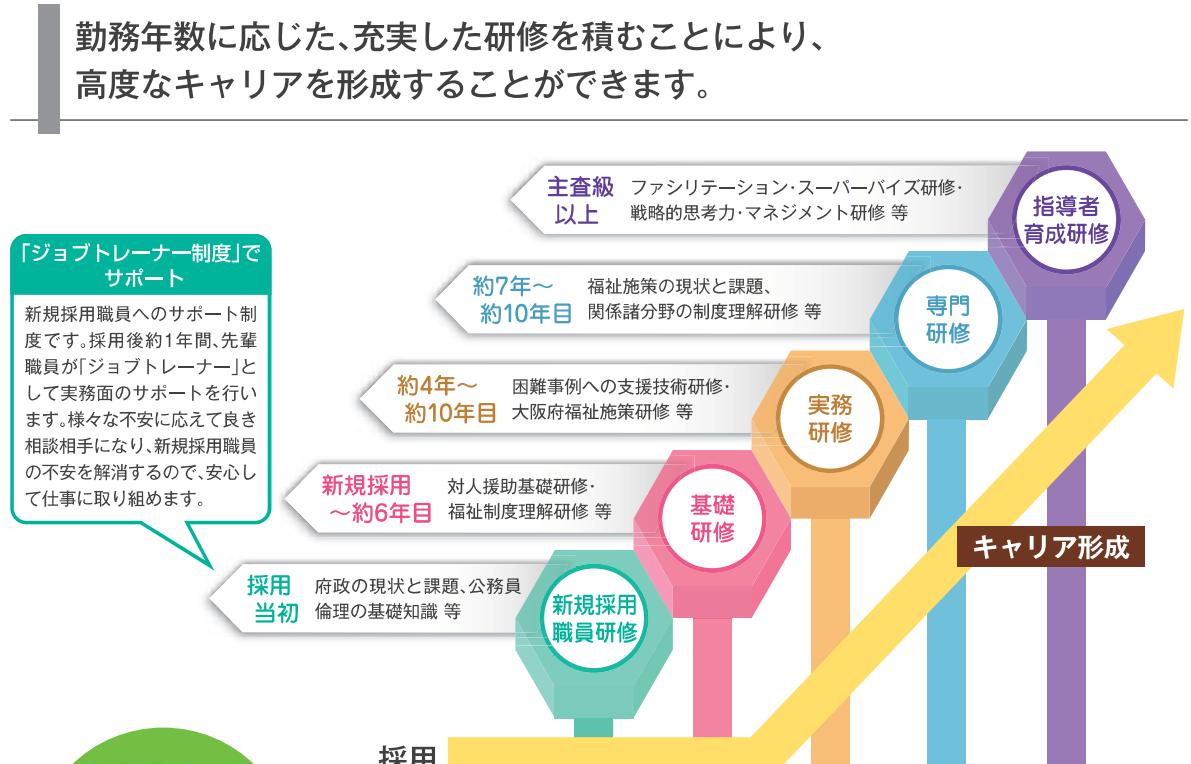
少年サポートセンター

非行防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための支援を行います。

障害者職業能力開発校

障がい者のための職業能力開発施設です。障がい者の社会参加・職業自立のための支援を行います。訓練計画の作成及び職業訓練の実施、生徒の生活指導及び就職支援が主な業務になります。

福祉に対する〈幅広い知見〉と〈高度な専門性〉を充実した研修やキャリアプログラムで養成します。



支援形態	福祉分野	職場一例
施策立案	福祉全般	本庁
相談支援	児童福祉 障がい者福祉 女性福祉 生活保護	子ども家庭センター 障がい者自立相談支援センター 女性相談センター 子ども家庭センター
生活支援(施設等)	児童福祉 障がい者福祉	子どもライフサポートセンター 砂川厚生福祉センター